

NIKKOKU AONZE! e

特集
—2001年秋季シンポジウム

三月祝連

Mar.15.2003 No. 134

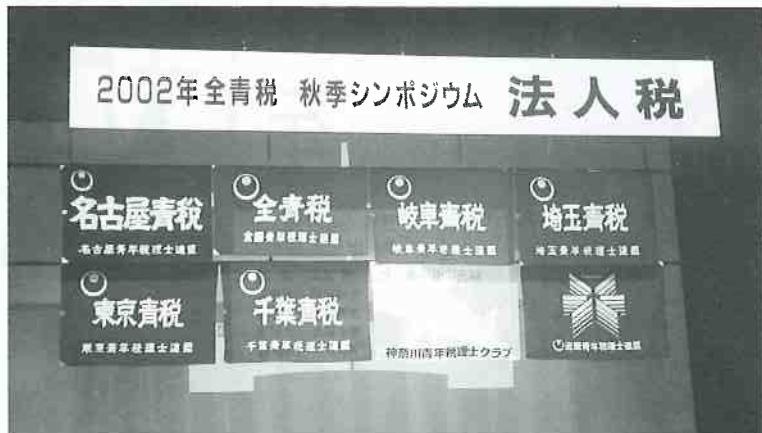
全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン303
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137

No.134 MAR.15.2003

Contents



秋季シンポジウム IN 岐阜 [テーマ法人税] P.3~P.9

- 岐阜での開催をなしあげて 実行委員長 莢谷 悅利—3
- 民事再生法を巡る税務 東京青税 児安 謙明—4
- 企業グループ間取引と課税問題 近畿青税 林 徹郎—5
- 企業組織再編税制 神奈川青税 荒井 高宏—6
- 役員報酬・賞与・退職金 千葉青税 押田百々枝—6
- NPO法人にかかる税務 名古屋青税 野寄 裕二—7
- ベンチャー企業を巡る税務 埼玉青税 寺内 正幸—8
- 懇親会 —————— 9



レポート P.10~P.11

- 韓国税務士考試会総会に参加して 全青組織部長 南谷 正仁—10
- 巡回法律相談 [青森県深浦町] に参加して 神奈川青税 諫山 明子—11

[寄稿] ITコーディネータになってみて
税理士・公認会計士 加藤 俊也—12

全青税ホームページアドレス <http://aozei.com>

〈テーマ〉

法人税

2002年11月17日
ぱるるプラザGIFU

2002年秋季シンポジウム IN 岐阜



岐阜での開催をなし遂げて

秋季シンポジウム実行委員長 荏谷 悅利

2002年11月17日に開催いたしました「秋季シンポジウムIN岐阜」に参加していただきまして、誠にありがとうございました。

2001年8月に研究部長に就任してから、まず会場探しに始まり、途中利便性を重視し、2001年12月にオープンしたばかりの「ぱるる・る・るプラザGIFU」に会場を変更、統一テーマ、各単位会サブテーマと準備が進み、各単位会の担当者の方に、ご協力をお願い致しまして多数の参加を頂き当日を迎えることが出来ました。

各単位会の発表は、東京青税の「民事再生法を巡る税務」から始まり（ここでタイムオーバーへの対処はあったが、思いがけない早い終了という逆パターンの想定がなく、只々司会者ガンバレ!!!と念ずるだけで、スタートからムムム……）、近畿青税、神奈川青税、千葉青税、名古屋青税、最後に前回開催の埼玉青税へと続きました。

回を重ねるごとに、すばらしい発表であり、発表形式は、各单位会ごとに趣向を凝らした形で、特に寸劇形式は発表者の数の多さも含めパワーアップを感じました。そして30分の持ち時間にまとめ上げる準備、打ち合わせ、資料作成に発表担当者の方々は大変な1年間だったのではないでしょうか。

シンポジウムでの、もう一つのお楽しみは懇親会です。今回は各単位会のすばらしい研究と発表の労をねぎらう意味で、晚餐会をイメージし、クラシックな雰囲気で「晩秋のオペラ演奏会」と題し、バイオリン、ピアノ演奏者とソプラノ歌手の3人によるミニコンサートの開催と（実際のところ間際にになってドタバタ決まったのですが、出演者は名古屋シティ管弦楽団、ウイーン岐阜交響楽団で、よく日程がとれたものだとヒヤヒヤでした）、テレビ番組「料理の鉄人」に出演、そして沖縄サミットでは、イタリア料理を担当したシェ

フによる本格料理での懇親会でしたが、ご満足していただけましたでしょうか。

今回岐阜でのシンポジウム開催は初めてと思っていましたが、岐阜青税初代会長より、昔1度開催したことがあると聞き、2度目ではあります岐阜の規模からして不安が沢山ありました。スタッフの数が揃うのか等々でした。しかし中西研究部長の「岐阜青税も充分全青シンポジウムの開催を引き受ける力がある」と何かを暗示するのか、一抹怖いような挨拶を頂きました。確かに服部岐阜青税会長を中心とする実行委員会の皆さんの段取りと、フットワークの良さがあり、実行委員長を務めることが出来たと思います。

最後になりましたが、やはり各単位会の皆さんのお力添えがあってこそ、岐阜でのシンポジウムが開催できましたことに深く感謝いたしまして、心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

秋季シンポジウムIN岐阜

東京青税「民事再生法を巡る税務」



秋季シンポジウム体験記

～4か月間を振り返って～

東京青税江戸川部会 児安謙明

全国青税2002年度の秋季シンポジウムが去る11月17日（日）に岐阜のぱ・る・るプラザGIFUにおいて行われました。今回は「法人税」がメインテーマに掲げられ、東京青税においては「民事再生法をめぐる税務」というサブテーマについての発表となったのでした。7月の中旬から秋季シンポジウム準備委員会が開かれ、メンバーとして20人程が集まり、検討した結果、具体的には「民事再生法の概要」、「再生債務者（再生会社）の税務」、「再生債務者（役員等）の税務」、「債権者の税務」、「租税債権の税務」といった項目に細分化し、各担当者がそれぞれ分担して研究していきました。蛇足ながら私が担当することになったのは「民事再生法の概要」の内、民事再生法の手続の流れについてだったのですが、なかなか思うように書けずに参考文献などの資料を集めるために奔走しました。

資料集原稿の作成と並行して当日の発表形式について話し合った結果、演劇形式でやろうということになり、それに伴って「税理士法人の会議室を舞台に、ある会社が民事再生の申立てをする場合において生じる税の問題を税理士が主に法人税の観点から指摘し、説明していく」という内容で原稿とは別に台本を作成し、その後、時には税理士会館に、時には青税事務局に何度も全体で集まりながらリハーサルを繰り返していました。途中皆で一つ一つの台詞をチェックしながら、「こここの場面ではもう少し笑いを足そう」、「これでは最後にうまくオチにつながらない」といった活発な議論（？）を重ねながら台詞を修正していく、最終的な台本を完成させていました。そしてシンポジウムも押し迫った一週間前に最後の打ち合わせが開かれ、後は各人が本番に備えるということになりました。

当日の発表の順番は東京青税が一番目ということもあり、会場に到着するやいなやまず楽屋に案内され、そこで最後のリハーサルをしながら本番の時を待ちました。やがて発表時間となり、会場の舞台裏に足を踏み入れ、モニターに映し出された会場の様子を目の当たりにした途端に、そこで初めて緊張を覚えました。結局、心の準備をする間もなく本番を迎えてしまい、無事には終わったものの、各単位会に与えられているわずか30分程度の発表時間の間、夢中で演じることになったのでした。

私自身シンポジウム自体、参加どころか、ましてや自分が発表する立場になるのは初めての体験であったので、少なからず不安や緊張がありましたですが、同時に大きな充実感を得ることができました。秋季シンポジウムへの参加という何事にも代え難い貴重な体験を今後に少しでも役立てていきたいと思います。

最後に、この秋季シンポジウムに携わった青税会員の先生方に多大なる感謝の気持ちを抱きながら、結びとさせて頂きます。

秋季シンポジウムIN岐阜

近畿青税「企業グループ間取引と課税問題」**近畿青税発表に参加して**

近畿青年税理士連盟 林 徹郎

近畿青税からは、関係会社貸付金の債務免除の寄付金課税について、近畿で恒例になりつつある寸劇方式による発表でした。そのとき脇でナレーションをしていたのが私です。その節は出足で囁んでしまい、また恭子ママの美貌に釘付けとなり、一瞬セリフを忘れてしまうなど、大変失礼いたしました。

そんなことはさておき舞台のほうは、全キャスト揃っての練習はほとんどなかったのに、さすが吉本！いや近畿！ほとんどアドリブで対応していました（というか練習しろよ！と言っておきながらすみません私も含めて……）。練習のたび（もちろん本番でも）結構セリフのパターンが違っていましたが、みんなアドリブ対応能力が凄い！練習ではどんどん話が膨らんでいき、どうやって元に戻すのかと思う場面もありました。それでもまともに（？）時間内に終えられたのは村田部長のシナリオが良かったのかも知れません。いや良かったのでしょう。五十榎会員の主役もなかなかでしたし、南谷会員の税理士役はかなりのハマリ役

でした。ほかの面々も見事なキャスティングで見応えがあったのではないか？？？全国ということでなかなか人数が集まらないのも仕方ないのでしょうが、下手な芝居を見るよりはとても楽しめました。参加できなかつた方はもったいない！わたしはこのシンポには初参加なのですが、こんなに楽しいものなら来年も……と思います（森銀次郎先生は卒業ですが、友情出演ということです……）。

ところで研究テーマについては、

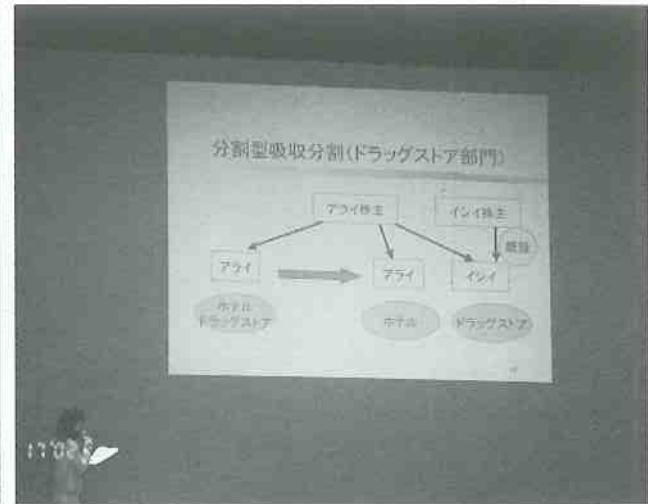
日常においても解消の困難な不良債権処理問題、しかも関係会社取引について取り上げてきましたが、税理士にとっては当たり前となっている問題も専門的知識を有さない納税者にとっては納得のいかない事例も多いのではないでしょうか？このあたりのテーマはもう一步踏み込んで判例の問題点を考えたりすることも面白いと思います。特に我々は専門的知識に邪魔されて普通の考え方が出来なくなってしまいがちですから。また、この寸劇のようなわかりやすい形式での紹介を一般納税者向けに行う方法はないのでしょうかね～！税理士の位置づけをもっとメジャーにするチャンスだと思うのですが……。



司会は岐阜青税のお二人

秋季シンポジウムIN岐阜

神奈川青税 「企業組織再編税制」



難しいテーマを寸劇で

神奈川青年税理士クラブ 荒井高宏

今年のシンポジウムのテーマは「法人税」、神奈川の担当は企業組織再編税制でした。シンポジウムに備え、研究会を開催し、レジュメの作成のため参考となる書籍および資料を取り寄せて各人が発表形式で作成しました。

発表について神奈川の得意とする寸劇方式で異論がなく、シナリオは今回初めて、年齢はいっています

が？菅さんが担当し委員会のなかで校正をしつつ発表となるはずが？しかし、シンポジウムでいつも迷演技をしてくれた増田和明元代表幹事の突然の計報。また、参加を予定していた方の義理のお父さんが倒れたり、そのごたごたで前日に宿泊するホテル等も連絡されないまま、岐阜への出発の間際までまごつく始末でした。

人数が足りない中、新幹線や当日の稽古のおかげで何とか発表できましたが、パワーポイントや写真の撮影など、岐阜青税の方たちに手助けをしていただきました。

企業組織再編税制、あの発表でおわかりになったでしょうか？発表の練習のなかでもお互いに理解出来ないことが多いくて、勉強会となりつつ練習となっていました。ただレジュメは、しっかり理解できるようになっていて参考にしてください。

ところで前日にいった名古屋コーチンのお店が旨かったです。

秋季シンポジウムIN岐阜

千葉青税 「役員報酬・賞与・退職金」

クイズ形式で会場と一体感を

千葉青年税理士連盟 押田百々枝

役員報酬・賞与・退職金であれば事例が多いし、皆誰しも関わっていることだからということで決めました。ところが、いざシンポジウムが近づき原稿を作成することになる

と、実は調査で問題にされることが多いので、逆に誰も注意していて事例がほとんどなかったのです。発表についても、地理的に少々遠いということもあり参加者がそう多くはない

いでしょうから、劇は到底無理です。視聴者も発表者も一緒にできるものはクイズかな？ということだったのです。ほとんど即答に近い状態で、解答していただいたのですが、さすが青税、皆さんよく勉強されているのだということを感じました。

日常の業務に追われる日々を過ごしている私にとって、じっくりと時間をかけて研究するというのはなかなか



なか難しい問題です。法人税というの、最も身近な税だと思いますが、必要に迫られている調べるといふように、普段の業務と縁遠い内容というものは、興味はあるけど後回しになってしまっています。

3時間という短い時間の中で、各単位青税の皆さんのがシンポジウムの為に費やしてくれた時間を私も一緒に費やして研究したような有意義な一日でした。

秋季シンポジウムIN岐阜

名古屋青税 「NPO法人にかかる税務」



「NPO法人名古屋移動動物園物語」(寸劇形式) と 「認定NPO法人と寄付金」(冊子論文)

名古屋青年税理士連盟 野 崎 裕 二

民事再生法の東京青税、企業グループ間取引の近畿青税、企業組織再編税制の神奈川青税、役員報酬・賞与・退職金の千葉青税に統いて登場したのが、「NPO法人」の名古屋青税でした。各単位会の発表形式・演劇形式・クイズ形式ありの趣向を凝らした形式に劣らず、我が名古屋

青税も、「かぶり物」の寸劇形式をベースにしながらパワーポイントでの発表もあり、冊子論文の資料ともリンクさせて、非常にわかりやすい、また、各単位会の良さを総合したような非常にまとまりのある上品な出来になったと手前味噌ながら思いました。しかも、制度上の問題提起も

忘れていました。

今年の全青シンポを担当したのは、名青税の研究部の皆さんです。研究担当の尾崎豊樹副会長を始め、総指揮を担当した山田光伺研究部長ほか研究部員の皆さん、何度もリハーサルを重ね、本番当日の午前中さえも名古屋でリハーサルを行った

努力の結晶と思いました。本番の25分を一人のミスもなく演じ通したことに、絶賛の拍手で称えてあげたい。

阪神・淡路大震災の時にその活動が顕著になった「民間非営利組織(団体)」と呼ばれるNPOについて、平成10年12月1日より施行された「特定非営利活動促進法」(NPO法)により、新たに特定非営利活動法人(NPO法人)が誕生し、法人格取得のメリットのひとつである税制上の優遇措置は、平成13年10月1日から施行された認定特定非営利法人(認定NPO法人)制度の新設により可能となりました。しかし、認定の要件は、アメリカに比べ大変厳しく、

認定を受けたNPO法人は数える程度です。支援税制とは名ばかりで、小規模NPO法人には使えない制度という点が問題です。

寸劇では、親しみやすい動物園を題材に選び、ブタさん・サルさん・ウシさんを交えながら、NPO法人のポイントを絞ってわかりやすく表現していました。一方、冊子の方は、内容は濃いが、歴史的背景から海外比較まで、大変読みやすい構成になっています。

全青シンポに参加されなかった会員・参加された会員も含めて是非、名青税のホームページにアクセスしていただきたい。

URLは、<http://www.meiseizei.gr.jp/aozei.html> 好評の2つの掲示板(新館と別館)に挟まれているところに、「全青シンポ岐阜」という入り口があります。そこをクリックされると、名古屋青年税理士連盟が発表した内容を紹介しています。劇の写真と、パワーポイントの画像を織り交ぜた当日の模様が再現されています。全6幕の笑劇場です。これを作成されたのは、サルさん役の高桑誠一会員です。あっぱれお見事に仕上がっています。是非ともご覧下さい。研究部の皆さん、本当にお疲れ様でした。

秋季シンポジウムIN岐阜

埼玉青税 「ベンチャー企業を巡る税務」

発表は地元での予行演習が支えに

埼玉青年税理士連盟 寺内正幸

みなさんこんにちは。埼玉青年税理士連盟の寺内正幸と申します。

秋季シンポジウムIN岐阜では埼玉青税の期待を背負って(?)西浦大先輩と青税同期の桜である田村さんと名誉ある発表役をさせて頂きました。

前回はシンポジウムの開催地が埼玉であったことから発表はなかったので、今回のシンポジウムでは私が入会させて頂いてから初めて埼玉の発表が見られるはずだったのですが……まさか自分が壇上に上がることになろうとは思いもよりませんでした。

こちらの経緯につきましては、同期の桜でありシンポジウムの共同発表者である田村さんが書かれた回顧録(さいたま青税の広報紙に掲載)がございますので一部加筆修正のうえ引用させて頂きたいと思います。「そう、あれは、雪の降りしきる今年(14年です)の1月半ば。東京青税のカラオケ大会の終了後に事件は

起こった。新大久保の笑笑(居酒屋)で、カラオケ大会の打ち上げ会を行った。その飲み会の途中でなぜか瀧谷さん

さんにシンポジウムのテーマ選択権を与えられ、かつ、田村・寺内コンビが岐阜シンポジウムの担当として指名された。考えてみれば、これが今年の岐阜シンポジウムのスタートであった。」

そう、確かにこのようないきさつで私達は担当になりましたが、青税2年生コンビには強力な指導教授が必要でした。そこで西浦先生や埼玉の先輩方から教えを頂く為に川口研究会に参加させて頂くことになりました。

川口研究会ではまず「ベンチャー企業を巡る税務」で想定するベンチャー企業の定義やベンチャー企業の税制等の問題点の洗い出し等が行わ



れました。青税2年生コンビはその内容をベースにして二人でタタキ台となる原稿の作成を行い、翌月の川口研究会でその批判を頂くパターンを半年ほど繰り返して原稿を作成しました。

メインテーマは田村さんと構想を練る段階で徐々にストックオプションとエンジェル税制に決まっていきましたが、なかなか二人でまとまった時間を取ることができず、それぞれのテーマについて二人が分筆して書かざるを得なかったのはちょっと残念でした。

川口研究会で内容の固まった原稿を使用してシンポジウムの前に埼玉青税のみなさんの前でお披露目式が

あったのですが、私は非常にあがつてしまい身内の埼玉でさえ極度の緊張状態のため、自分でなにをしゃべっているのかよく分からぬほどでした。

しかしこの失敗が非常に勉強になりました。おそらく埼玉での予行演習があったからこそ本番当日は大役をなんとか無事果たせたのだと思っています。

発表を待つ舞台裏では心臓がバクバクいい、たばこプカプカ吸い、その辺うろうろし、大変なことになっていましたが、発表は西浦先生のサポートのおかげで無事乗り切ることができました。お勤めの終わった後の料理の美味しいこと……。

今回の原稿は埼玉青税の皆様に助けていただいて出来たものでした。



特に川口研究会の皆様には大変お世話になりました。この場をお借りしてお礼を申し上げさせていただきます。そしてなによりも受験学校時代から一緒であり、埼玉青税は同期の桜で、東京青税のカラオケ大会では一緒にカツラを被ってPuffyを歌い、

そして今回岐阜シンポジウムの共同執筆で苦楽（？）を共にしてくれた田村さん、本当にありがとうございました。

最後に、会場の準備等大変なご尽力を頂きました岐阜青税のみなさま、ありがとうございました。



シンポジウムを終え リラックスして懇親会



「晩秋のオペラ演奏会」出演の方々



司会（岐阜）の二人

韓国税務士考試会総会に出席して

全国青年税理士連盟

組織部長 南谷正仁



去る11月27日から29日にかけて韓国税務士考試会の総会に出席するため韓国を訪問致しました。全国青年税理士連盟からは、徳田会長・塚本総務部長・増田前会長・高垣厚生部長・石井全国大会実行委員長と私の全6名で出席いたしました。

11月の月末という繁忙期であり事務所の皆や関与先に前週までに業務を完了できるようお願いし何とか間に合わせることが出来ましたが、韓国には以前、春に一度行ったきりで事前の準備も無いまま出かけることとなりました。

関西からの参加は私一人ということでお前の26日から成田へ向けて出発したわけですが、新幹線の車中に徳田会長から電話がありました。内容は「先ほど、李さんから連絡があり、韓国は今日雪が降って、明日は氷点下3度らしい」とのこと。日本は比較的温かかったこともあり結構薄着で“ベストでもあれば良いか”くらいに思っていた私は不安を抱きながら成田へ向かったのです。案の定、成田空港への行き方が判らず、奈良を午後5時に出てホテルに着いたのが午前0時を少し過ぎておりました。

翌朝、成田空港で皆さんと集合していよいよ韓国へ向けて出発、約2時間半のフライトの後ソウルのイン



総会で挨拶する徳田会長

チョン空港に降り立ちました。昨日雪が降ったとは思えないほどの良い天気で風も無く日差しがあれば結構温かかったので一安心……。

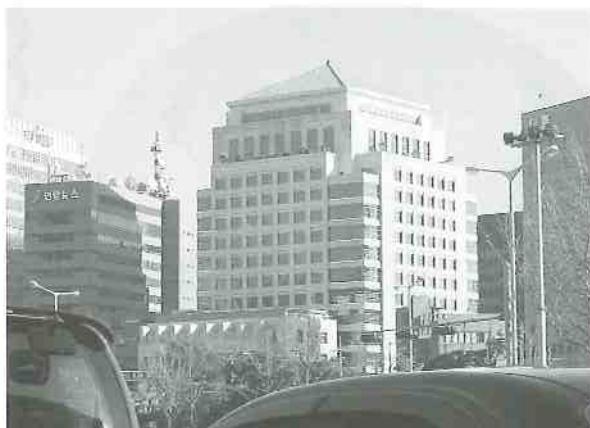
到着後、税務士の李信愛さんの車に乗せてもらい韓国の国税庁（今年の10月に完成したばかりの立派な建物でした。）に併設されている租税博物館に見学に行きました。

租税博物館は、大きく3つの内容（租税の歴史、現在の租税の仕組み、税金の使途）の展示があるということでしたが、ほとんどが歴史的な部分であったように思います。

その見学の後、軽く昼食を取り、韓国税務士考試会の総会に出席することとなりましたが、やはり夜となるとかなり冷え込んで寒いの何の。

結局、孫さんにコートを借りることとなりました。

総会が始まりました。考試会会長から韓国税務士会会長、日本からの徳田会長などの挨拶の後事業報告を経て、今年で朴会長から慶会長への交代の年であるため考試会の旗を手渡す場面がありました。考試会の総会は、懇親会会場で総会を行っているようなもので、一部には挨拶のところから懇親会をはじめているテーブルもあり和やかな雰囲気のもと、新年度の事業計画の発表の場面になり、少し進んだところで会場から「もう良い、分かってる。早く食べさせろ。」との発言があり、そこで総会は終了し、そこからはいっさくに懇親会へと進んで行きました。



韓国の国税庁



租税博物館



韓国税務士会館での勉強会



韓国税務士会役員と訪問団一行

考試会の懇親会は、芸能人を司会に呼んでのカラオケ大会、いろいろな景品があたる抽選会など盛りだくさんで、すごく金がかかってるなどという印象です。

そのころ日本から参加した我々のテーブルでは、孫さんの〈サンソウ(酸素)酒〉の攻撃にあっておりました。

翌日は、朝から韓国税務士会館での勉強会のため出かけましたが、勉強会の前に韓国税務士会会长が我々に会いたいとの申し入れがあり、お会いすることとなりました。このため勉強会の開始が大幅に遅れ、勉強会の時間は大変短いものとなりましたが、内容的には、日本側から税務士法人についての質問があり、韓国

側からは日本の広告規制の改正についての質問、また、競業主義についてそれぞれの国の違いなど、大変有意義なものになったと思います。

その日の夜は、またもや焼肉店で「サンソウ酒」、「バクダン酒」の連続攻撃に会い、その後遺症を残して翌日機上の人となりました。

巡回法律相談〔青森県深浦町〕に参加して

神奈川青税 諫山明子

たぶん南方系の私が、雪国での巡回法律相談に参加してきました。今回は11月8日から10日まで、青森県西津軽郡深浦町で行われましたが、行く間際まで深浦についての知識はなく、「白神山地いかない?」の一言に「行く、行く」とのってしまい、インターネットで調べたボンヤリした地図だけをたよりに伝えられた時間に羽田へ。

北日本海、11月、雪、吹雪、極寒という連想で頭いっぱいの私は「確定申告の手引き」「電卓」「筆記用具」の他は、セーター、ババシャツ、バズボン、ホッカイロ、毛糸の帽子、スキー用手袋とすっかり冬支度の大きなりュックをしょって、他の参加者を待っていたところ、あれさ皆軽装、どうしたの?

一日2便しかない秋田北空港行きの便はアナウンスで「雪のため視界が悪く欠航?」「飛ぶけど秋田空港着または羽田に引き返す?」とよっぽなから波乱の兆しであります。

ここで今回の参加者メンバーを紹介すると、弁護士3名、司法書士2名+現地2名、税理士2名の構成で、総合くらしの法律相談の形式であります。

秋田北空港へはなんとか無事に到着。空港からレンタカーに乗って、青森県南西部日本海に面した深浦町へ到着。やはり吹雪。日本海に向かう風力発電所のローター(プロペラの部分)が勢いよくまわっています。

深浦町は北隣の鰺ヶ沢町との町境から南隣の岩崎村との町境までが42.195km。海岸に沿って国道101号線、JR五能線が走り、集落が点在する「ふんどし町」。所轄税務署は五所川原署。名産はいかを中心とする魚介類。また、黄金海岸不老不死温泉等雄大な日本海を望む海岸の露天風呂は、温泉通の間では評判だそうです。人々のくらしの相談にのるには地域の名物は必見、と私共もいか焼&露天風呂に入らせていただきましたが、半端じゃなかった吹雪。

半端じゃなかった日本海の露天風呂。その雄大さ壮大さ、吹き飛ばされそう、半端じゃなかったです。

相談会は町役場で行われ、地元青森司法書士会、秋田司法書士会からの参加者も加わり、いろいろなお話を伺いできました。市町村の統廃合問題もここ深浦では例外ではなく、隣町との合併計画があるとのこと。それにより、行政サービスの低下や機会の減少は抑えきれないこと。インターネット等をつかって、といくらいても、お年寄りや体の不自由な方々等メディア弱者のカバーはちっとも出来ていないではないでしょうか。益々、我々熱きボランティアチームの活動が必要になると思いますよ。

今回、悪天候もあってか相談者が少ないので残念でしたが、活動が根付くには「継続は力なり」次は是非地元青税とも連絡をとり交流したいなと思いました。

「そこに山があるから昇るのだ」「そこに相談者がいるから参上するのだ」というコンセプトで司法過疎地域をまわるどさ回りチーム、次回の参加者は、あなたです。

ITコーディネータになってみて

税理士・公認会計士 加藤俊也



ITコーディネータは、経済産業省の後押しする新しい資格で、中小、中堅の企業の情報化のために、経営戦略の立案から、それに沿ったIT(情報化)の企画、調達(開発業者や、ソフトの選定)、開発・導入、運用まで、すべてのサポートができる人材を目指すというものです。一昨年の10月に最初の認定が行われ、現在、全国で約2500名が資格を取得しています。私は、一昨年、ITコーディネータの研修を受け、昨年2月に、この資格を取得しました。

ここでは、ITコーディネータが税理士業務に、どのように役立つかを、自分の体験などから述べてみたいと思います。

第一は、経営戦略立案に関するツールを身につけたことです。

現在、中小企業の経営者は、生き残りのために、非常に悩んでいる例が多いと思います。そして解決策は経営戦略の見直しや、新たな策定となります。

たとえば、私は介護保険によるヘルパー派遣を中心としたNPO(特定非営利活動法人)の会計顧問をしていますが、理事長から「新たにデイケアサービスも実施したいと考えているが、どうだろうか。また、ほかの理事にも相談しているが、あまり意見も出ず、NPOを立ち上げたときのような熱気がなくなっている」という相談を受けました。

このような、新規事業への進出などの経営戦略に関する相談を受けることは、これまで、ほかの顧問先でも多くありました。私は、こうした経営者からの相談に対して、資金調達(融資など)の点以外では、具体的な対応を行うことができませんでした。

どのように対応すればよいかがわからなかったからです。

このNPOからの相談に対して、ITコーディネータの研修で身につけた経営戦略立案のツールを使ってみようと思い、SWOT分析とアクションプラン作成のワークショップを実施してみました。

SWOTは、企業の内外の環境をS(強み)、W(弱み)、O(機会)、T(脅威)の四つの区分でリストアップして分析するツールで、経営者以下の経営トップが、自分でカードを書いて一緒にSWOT分析を行うことによって、企業の置かれている環境を共通認識することができます。

環境が認識できれば、経営の目標達成のために何をしなければならないかは、自然に明らかになります。実施すべきことをカードに書き出し、手段と目的や、実施の順序などにより、タイムスケジュールに従って整理すればアクションプランとなり、経営戦略の大枠がまとまります。アクションプランも、経営者以下が一緒に参加して実施することにより、実施のための意欲を高めることができます。

このNPOでは日曜日の午前9時から午後3時まで、理事などNPOの中心メンバー7名で実施しましたが、「思いや考えの共有と、NPO全体で取組むべき経営課題を明確にできた」、「一人で考えていても悩むばかりだったが、ゲームのようで面白かった」などと、参加した理事長以下のメンバーから好評を得ました。このNPOは、その後、このワークショップで立案したアクションプランに基づいて、具体策を展開しています。

こうしたこと顧問先でやってみようと思ったのは、講義よりケーススタディによる模擬体験を中心においたITコーディネータの研修で、ワークショップの実戦的な実施方法を身につけることができたからだと思っています。

会計顧問といつても業界に関する知識を経営者

以上に持っているとはいえませんし、ましてや、生き残りを可能にする解決法を知っているわけではありません。しかし、SWOTや、アクションプランの策定などは、社長や役員などの考え方や思いを明らかにし、共有するためのツールなので、戦略や解決方法などは、社長や役員などが、その中で自分で発見し、組み立ててゆくことができます。

企業の現状と方向性を明らかにするという意味で、経営戦略立案のツールは、会計のもつ役割と同じであり、これまで以上に、顧問先の経営者の力になれるという意味で、税理士業務に役立っていると思います。

このように、ITコーディネータの手法では、経営戦略の立案から入り、策定された経営戦略を立案するためのIT（情報化）企画の立案、策定と進んでゆきます。経営戦略実現のための手段として情報化を考えないと、ITは結局、何の役にも立たないと考えられているのです。こうしたIT企画のためのツールも業務分析のやり方などとして学びます。

第二に、IT関連に強くなったことです。

現在、経営者と話をしていて、IT関連の話題が出ないことは、まず、ありません。したがって、会計事務所としてはITは避けて通ることができないと思います。

ITコーディネータの研修を受けてよかつたことは、まず、ITに関する用語（アルファベット3文字用語など）のだいたいの意味がわかるようになったこと。

これは、研修がケーススタディを5-6名のチームで作業するのですが、チーム内にシステムエンジニアなどIT系の受講生が半分ぐらいいるため、15日間の研修中に親しくなって、わからない

3文字用語を教えてもらったからです。本当に知識を得るためにには、もちろん自分で勉強する必要がありますが、とっつきにくい入り口のところで、気軽に質問できる環境があるというのはいいことだと思います。

こうしたIT系の知り合いを得たことは、非常に大きな財産になっています。

というのは、経営者が求めている企業の生き残りの具体策の多くはITに関連しています。

ITコーディネータの研修では、企業が実際に導入するパッケージソフトの選択や、開発業者の選択の手法も学びます。

これらは、経営者がITの導入を決断した場合に、そのアドバイザーとなるためには不可欠の業務ですが、私の場合には荷が重くて自信があるとはいえない。こうしたことが、一般に、IT関連の相談に乗ることができない大きな要因になっていると思います。しかし、研修中に知り合ったIT系の人間関係によるバックアップがあれば、具体的なIT導入にまで話が進んだ場合でも、十分、対応できるだろうと考えています。

ITに関する具体的な例として、たとえば、知り合いのIT系のITコーディネータから得た情報で、顧問先が選択しようとしていたIT開発業者の経営不安を社長に報告して評価されたという、税理士さんの話を聞いたことがあります。

このようにITコーディネータは、会計事務所の業務に付加価値をつける有用な資格だと思います。

ITコーディネータの資格取得には、税理士資格による特例制度があり、現在200名以上が資格をとっています。

詳細は、ITコーディネータ協会（TEL. 03-5733-8380 www.itc.or.jp）にご連絡ください。

[筆者紹介]

加藤 俊也（かとう としや）

〒113-0031 東京都文京区根津1-19-14-201
TEL 03-5814-5333 FAX 03-5814-5332
E-mail : kat@mb.kcom.ne.jp
税理士、公認会計士、ITコーディネータ
システム監査技術者、公認システム監査人
公認会計士として上場会社の会計監査に従事した後、

1991年から税理士として独立開業（本郷支部所属）。
2001年の経済産業省推進資格ITコーディネータ制度の立ち上げに際して、インストラクタとして1期生、2期生を養成。
2002年ITコーディネータ認定後、中小企業やNPOの経営品質向上、戦略情報化の支援を中心として活動。

国会陳情

外形標準課税の導入反対で陳情

—12月3日 全国青税・東京青税合同で—

2002年12月3日、全国青税・東京青税合同で「外形標準課税の導入に反対」に関する陳情を、関係国会議員またはその秘書に行いました。当日は、徳田会長をはじめ遠方の近畿青税さんも含む十数名が衆議院第二議員会館に集合し、いくつかのグループに分かれて各議員さんの事務所に行って青税の主張をアピールしました（アポなしの場合は、秘書さんが主に対応）。

アポをとって直接陳情した議員さんは、民主党の古川元久衆議院議員と五十嵐文彦衆議院議員などでした。古川議員は、外形標準課税は地方自治の財源となるものなので、その前提となる地方自治の問題点を一部議論（財政面とか税務部門の人材不足による不要論または税務署OBの採用等）されていました。

その後名刺交換によるものか、古川議員の「★ふるげんメールレター★」（ちなみに、info@furukawa.cc及びhttp://www.furukawa.cc/）というものが定期的にEメール配信さ



古川元久議員（右から3人目）
(衆議院第2議員会館
古川事務所にて)

れてくるようになりました。主に、彼の日ごろの政治活動と読者へのアンケートが中心です。

テレビから流れてくる政治家の活動情報は断片的なもので、あまり一貫したものとして記憶に残りませんが、このように特定の政治家の活動状況がメールでくると、いささか興味をもって読んだりします。また、政治家もインターネットで世論の動

向を把握することも重視しているのでしょう。

国会陳情は、東京のある区長が言うようにアナログ的ではありますが、政治家と直に議論ができるという点で大変重要な活動です。また、それに加えて上記のようにインターネットもうまく利用できればと思います。

(中村)

あとがき

岐阜の秋季シンポジウム当日は快晴でした。前々回の東京のシンポから各单位会の発表の区切りの際も司会者が登壇して進行する形式になりました。今回の司会者は事前に各会に取材し準備万端で臨んだようで、本番は大変スムーズな進行だったと思います。

さて、前号のこの欄で私がかつて所属した日本JC（青年会議所）のアカデミー委員会の事を記しま

した。その時の委員長は千葉県のY市の市長でしたが11月下旬に収賄容疑で逮捕されてしまいました。彼はアクの強いタイプではなく、ソフトで優しい印象を受けました。それだけに誘惑に対して毅然とした態度を取れなかったのでしょう。

彼の委員会の思い出を一つ書きます。当時は中曾根内閣でしたが、日本JCで竹下登蔵相が講演した後の質疑応答で「我々青年は日本のために今何をなすべきですか？」との質問に対し「大蔵大臣の立場で言えば、国債を買って下さい」と答えられま

した。私は経済学で学んだ（債権）投資の動機の利回りや値上がりの期待以外にも、生身の人間には動機はあり得る事を知りました。

今、個人向け国債が大変な人気です。

我々は、青年、納税者、職業人そして税理士として今、日本及び世界のために何かできるでしょうか。今何をなすべきですか？というラディカルな問い合わせに、私を含めて全青は明確な回答を持っているのでしょうか。

(N. M)